

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

奥州市長 倉成 淳

市町村名 (市町村コード)	岩手県奥州市 03215
地域名 (農林業センサスにおける 地域内農業集落名)	前沢 赤生津地区 (赤生津下、第3、第4、和口、斉田、みのわ、赤生津上)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月5日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・圃場整備未実施、小さい田が多い。形が不揃い、石、岩、湿地がある。(第1区、第5区)
・中山間地域で圃場整備も未実施であり、小区画圃場や狭小な農道も多く、水稻以外の土地利用型の作付けは困難である。(第2区、赤生津中央地域活性化組合)
・農道が狭い、農業者全体が高齢化により、農用地の維持管理に支障が出るほか、耕作放棄地の増加が懸念される。(第1区、第2区、赤生津中央地域活性化組合)
・水田の区画が小さく、農道及び水路の幅も狭いことから、大型機械による効率的な妨げとなっているほか、農業用水の配水が土側溝や狭小水路、水路延長が長いことにより、均一に行き届かない状況となっている。また、農業者の高齢化、担い手後継者不足が加速しており、将来にわたり多くの農家が農業を辞め、耕作放棄地が拡大されることが想定され、この地帯一帯が将来への農業に対する不安、危機感が高まっている。(赤生津基盤整備促進委員会)
・農業者を含む住民が減少し、除草作業の負担が大きくなってきている。(第2区)
・イノシシやシカ等の有害鳥獣による農作物被害が増加している。(第2区、赤生津中央地域活性化組合)
・農業者の高齢化により協定農用地の40%未満しか稲作が実施されておらず、役員を中心に未稲作部を年2回以上草刈りを実施している現状。(第5区)

【地域の基礎的データ】

・法人:1法人、集落営農組織:5組織、個人担い手:18経営体
・主な生産品目…水稻、肉用牛(肥育、繁殖) など

(2) 地域における農業の将来の在り方

・中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払交付金制度の継続。(第1区)
・引き続き水稻を主要作物としつつ、畜産(肥育)との複合経営に取り組むなど、耕作地の継続的な利用、維持を図る。また、今後も中山間地域等直接支払等に取り組み、持続的な農地の活用、保全に取り組む。(第2区、赤生津中央地域活性化組合)
・中山間地域等直接支払制度の継続。(第5区)
・道水路整備事業、基盤整備事業を積極的に導入し、大規模区画化により、法人等において農地・農業生産物の管理を行う。(赤生津中央地域活性化組合)
・基盤整備を契機に、農業生産法人を設立し、農地集積を行い、安定した農業経営と共に、この地区一帯の新たな農業基盤を核とした生活環境や後継者、定住者をつくり、さらには、超省力化・高品質生産を実現する。
・生産コスト、労働時間の削減、スマート農業の導入実践をしながら働きやすい環境、住みやすい環境を整備していくことが必要。また、農業経営の安定のため、水稻のほか高収益作物にも取り組む。(赤生津基盤整備促進委員会)

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	366.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	366.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

- ・中山間地域等直接支払いの対象農用地を含む農振農用地内農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、耕作が難しい区域は保全・管理を行う区域とする。(第2区、赤生津中央地域活性化組合)
- ・中山間地域直接支払の協定農用地の区域。(第1区、第5区)
- ・北上川流域に面する平場地域。(赤生津基盤整備促進委員会)

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・協定農用地の農業生産活動を、将来に向けて法令を遵守し、維持管理していく。(第1区、第5区)
- ・基盤整備事業を積極的に導入し、農地の大規模区画化を推進する。(赤生津中央地域活性化組合)
- ・離農、規模縮小が生じた場合には、営農法人組織を中心に集積、集約を図る。(赤生津中央地域活性化組合)
- ・耕作条件が不利な区域においては、畜産農家と連携を図り飼料用作物へ転換する。(赤生津中央地域活性化組合)
- ・新たに農業生産法人を設立。基盤整備後の面積集積率を85%以上とする。また、農業生産法人へのスムーズな集積を図るために土地利用調整組織を設立し、農地の調整を実施することで効率的な営農と将来の農作業への不安をなくす。(赤生津基盤整備促進委員会)

(2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・組合員間での貸し借り。(第1区、第5区)
- ・個別で管理困難となった場合は、原則として農地中間管理機構を活用し、段階的に農地を集約化する。(赤生津中央地域活性化組合)
- ・原則、地域計画区域内の農地の貸借契約は、農地中間管理機構を介して利用権設定し、所有者の貸付意向と担い手の経営意向を調整することで、農業生産法人への面的集積を促進する。(赤生津基盤整備促進委員会)

(3) 基盤整備事業への取組方針

- ・話し合いを重ねていく。(第1区、第5区)
- ・基盤整備事業へ積極的に取り組み、区画拡大のほか、暗渠排水など農作業の効率化を図る。(赤生津中央地域活性化組合)
- ・令和8年度より基盤整備工事着工予定。(赤生津基盤整備促進委員会)

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・JA、県などの関係機関からの指導を受け、栽培技術向上につとめ、人材育成をしていく。(第1区、赤生津中央地域活性化組合)
- ・関連機関の指導を仰ぎ、取組方針を確立したい。(第5区)
- ・地域のアンケート調査結果からも、今後は農業をやめる、作業受託、経営委託したいとの回答が多くあったことから、将来への不安をなくすためにもオペレーター型の農業生産法人を設立して集積を進める。(赤生津基盤整備促進委員会)

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

--

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☒	⑧農業用施設	☐	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

①害獣対策の実施。狩猟免許取得者を増やす。(第1区)

イノシシやシカなどによる被害が拡大しないよう、電気柵や防護柵を設置するとともに、被害状況を地域内で逐次提供し、有害鳥獣駆除や捕獲人材の育成などの対策を効果的に実施する。(赤生津中央地域活性化組合)

③スマート農業の導入実践をしながら働きやすい環境、住みやすい環境をせいびしていくことが必要。(赤生津基盤整備促進委員会)

⑦日本型直接支払制度の事業を活用し、協定農用地の農業生産活動を維持管理する。(第1区)

今後も中山間地域等直接支払交付金等の事業を活用し、農地や水路等の保全管理を行う。(第2区、赤生津中央地域活性化組合)

組合員で保全・管理に努めたい。(第5区)

⑧基盤整備後は、農業生産法人を中心都市、野菜直売、加工食品販売を実施するための施設が必要である。また、共同利用の大型格納庫、共同作業施設が必要となってくる。(赤生津基盤整備促進委員会)